

細街路拡幅整備協議書の作成に関する注意事項

協議前の注意事項

- ・ この協議書は、細街路に接する土地で建築確認申請をする場合等に、建築基準法第42条2項道路による拡幅部及び東京都建築安全条例による隅切り(以下「後退用地等」という)の取り扱いについて協議するものです。
- ・ 公道の後退量については建築指導課で確認してください。その際、道路幅員を道路課で確認しておいてください。
- ・ 私道は協議対象ではありません。自主管理をお願いします。

寄附と無償使用について

寄附とは：後退用地等の土地および舗装等を市に譲渡することを指します。

- ・ 寄附する後退用地等に設定されている抵当権の抹消、用地内にある個人所有物の移設又は撤去は、申請人が行ってください。
- ・ 寄附する用地は分筆登記が必要となりますが、分筆登記は、市が行う場合と申請人が自ら行う場合を選択することができます。
市が分筆する場合、財政的な調整等により時間(1～2年程度)を要することがあります。
申請人が自ら分筆する場合、地積測量図について事前に市と調整してください。不適切な分筆がなされると寄附を受けられない場合があります。
- ・ 寄附する用地の整備についても、市が行う場合と申請人が自ら行う場合を選択することができます。申請人が行う場合、施工前に整備内容(境界標示を含む)について市と調整してください。

無償使用とは：後退用地等の所有者は変えず、管理を市に任せる手続きです。(市が無償で使用)

- ・ 後退用地等は道路区域に編入し公道としますので、私権の行使は制限されます。(道路法第4条)
- ・ 後退用地等に個人所有物がある場合、申請人が移設又は撤去を行ってください。
- ・ 分筆登記が必要であり、測量作業・登記手続きともに申請人に実施していただきます。寄附と異なり、市では測量および登記ができません。
- ・ 分筆登記完了後、第2号様式(第5条関係)後退用地等無償使用承諾書の提出が必要です。

協議書提出について

- ・ 担当窓口:基盤整備部 道路課 保全係
- ・ 提出部数:1部
- ・ 協議の回答に要する期間:概ね3週間程度。ただし、協議内容により伸びることがあります。
- ・ 協議と建築確認申請は個別の手続きです。協議が終了しないと建築確認申請ができない、ということではありません。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

細街路拡幅整備協議書

立川市長 殿

申請人

建築主又は権利者

住 所

氏 名

電 話

認印 可 印

代理人

代理人を立てる場合
のみ記入

住 所

氏 名

電 話

認印 可 印

立川市細街路拡幅整備要綱第 4 条の規定により、次のとおり協議
します。

建築場所は住居表示、
後退用地は地番を記載

記

- 1 建築場所 立川市 町 丁目 番
- 2 後退用地 立川市 町 丁目 番
- 3 添付書類 (1) 案内図

(2) 配置図（後退用地面積計算書添付）

(3) 委任状（代理人の場合）（管 署 様式）

代理人を立てる場合のみ提出

建築確認に添付する図面など、
後退用地の面積がわかる資料

協議内容

1、後退用地について

① 道路の種別

ア、市道（市道 号線） イ、立川市管理道路（ ）
ウ、その他（ ）

道路課管理ではない立川市管理道路(学校周囲道路など)については、立川市行政管理部総務課にご確認ください。

② 取扱い

ア、寄附（別途寄附申請を要す） イ、無償使用承諾 ウ、その他（ ）

③ 整備方法

ア、整備（市施工） イ、整備（建築主等による施工）
ウ、その他（ ）

道路後退位置は建築指導課と調整してください。

- ・ 建築主等は、整備（市施工）の着手前までに、道路後退線に接して建築物などの構築を行うときは、道路後退の位置について市と調整を行うこと。
- ・ 整備の時期は、当該建築工事の完了後を原則とし、建築主等は当該建築工事の完了を市に連絡し、整備時期について調整を行うこと。
- ・ 建築主等は、後退用地内に支障物件がある場合、整備（市施工）の着手前までに、支障物件の移設・除去等を行うこと。

④ 市税の減免手続き（建築主又は権利者が行う）

- ・ 市税の減免申請手続きは、建築主又は権利者が行ってください。
添付書類は、案内図、公図写、地積測量図等。

⑤ 建築工事予定期間（外構工事含む）

・ 年 月 ～ 年 月

概ねの時期を書いてください。市が整備を行う際の目安とします。
なお、市が整備に入るのは外構工事が完了した後です。

（注意事項）

- ・ この協議は、建築基準法第42条2項道路に該当する中心線を担保するものではありませんので、道路中心線は、必ず立川市の の指導により確認してください。

建築指導課です。部署名変更に対応するため空欄になっています。